

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年11月 7日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 5 件

| NO. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-------------|--|------|----|
| 1 | 2号機 | 燃料プール冷却浄化系ポンプ(B)電動機において、反負荷側軸受スラストリング(横方向の荷重を支える部品)の変形が認められたため、当該原因を調査。 | GIII | |
| 2 | 3号機 | 残留熱除去系ポンプ(A)電動機の絶縁診断試験(部分放電試験)において、装置の故障(電源を「入」にしたところ、メーター指示値のオーバースケール(目盛板上限值超え))が認められたため、当該故障部位を修理。 | 対象外 | |
| 3 | 3号機 | 所内高圧電源設備配電盤(メタクラ)3C(2B)しゃ断器単体試験において、警報不良(しゃ断器トリップ(開放)と伴に中央制御室の警報が発生すべき所、発生せず)が認められたため、当該原因を調査。 | GIII | |
| 4 | 3・4号廃棄物処理設備 | 固化系乾燥機(A)供給流量検出器において、指示不良(中央制御室状態表示画面に「供給流量レンジ逸脱」警報表示)が認められたため、当該検出器を点検・修理。 | GIII | |
| 5 | その他 | 放射線業務従事者線量等報告書に記載のイオン交換樹脂発生量において、データ算出方法に誤り(数値の端数処理方法がガイドと相違)が認められたため、当該原因調査・対策検討。 | GII | |